

令和6年度有機農業研修生受入れ支援事業実施要領

第1 目的

有機農業は農薬や化学肥料を使用しないことから、地域環境に応じた栽培技術を確立する必要があり、農産物販売方法についても有機農産物を労力に応じた再生産価格で販売できる独自のルート構築が経営上重要である。そのため、愛媛県で有機農業経営を検討している人や、現在の有機農業経営を拡大したい人の多くは、県内の先駆的有機農業者から栽培技術や経営方法等について研修を受けたい意向がある。

また、先駆的有機農業者も有機農業推進のために研修生を受け入れたいと考えているが、研修には経費が掛かることから受入れを控えなければならない状況がある。

そこで、先駆的有機農業者の研修に係る経費を支援することで研修生受入れを促し、面積拡大を図る。

第2 事業実施主体等

事業実施主体、補助対象経費、研修生の要件、補助率及び交付要件は別表のとおりとする。

第3 事業実施計画の承認申請

事業実施主体がこの事業を実施しようとするときは、令和6年度有機農業研修生受入れ支援事業実施計画承認申請書（様式1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出する。

第4 事業の承認

知事は、事業実施主体から事業実施計画承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業実施主体に対し承認通知を行うものとする。

第5 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、第4により承認された後、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、あらかじめ指令前着手届（様式2号）を知事に提出しなければならない。

第6 事業実施計画の重要な変更

次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業実施計画変更承認申請書（様式3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- ① 研修生や研修受入れ人数を変更しようとするとき
- ② 各研修生の研修日数の30%以上の増減

第7 県の助成

知事は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより助成するものとする。

第8 書類の提出

この要領により知事に提出する書類は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課へ提出するものとする。

第9 事業の確認

知事は、この事業の実績について、書類及び現地調査等によって確認するものとする。

第10 その他

- 1 知事は、本事業の完了後においても、事業効果を確認するため、事業実施主体や研修生の有機農業経営状況を伺うことができる。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は 令和6年5月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年3月31日をもってその効力を失う。
- 3 令和7年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定に関わらず同日後においても効力を有する。

別表（実施要領第2関係）

<p>事業実施主体</p>	<p>認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に規定する農業経営改善計画を作成し市町の認定を受けた者）、認定新規就農者（同法第14条の4に規定する青年等就農計画を作成し市町の認定を受けた者）、または年度内にこれらの認定を受けることが確実な者であって、下記のいずれかの要件を満たす者</p> <p>【事業実施主体の要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有機JAS認証事業者 2 エコえひめ農産物農薬・化学肥料不使用認証事業者 3 有機農業の計画でエコファーマー認定を受けた者 4 年度内に1か2の認証、または3の認定を受けることが確実な者
<p>補助対象経費</p>	<p>事業実施主体が研修生を受け入れた際の研修に係る経費</p>
<p>研修生の要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県内に住所を有する者 (2) 事業実施主体の3親等内でない者 (3) 研修後2年以内に県内での有機農業経営を検討している者、または研修を受けて技能向上を図り、現在の有機農業経営を拡大する意向がある者
<p>補助率及び 交付要件</p>	<p>定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修生1人あたり 4,400円/日で補助対象研修期間は20～40日 ・研修8時間を1日として、日に換算する （4時間の研修が2日あれば1日と換算） ・研修は連続した日でなくてもよい ・事業実施主体あたりの補助上限額は528千円 ・同様の補助事業を受けている場合や、研修生と雇用契約を結んでいる場合は補助対象外

(様式1号) (実施要領第3関係)

令和6年度有機農業研修生受入れ支援事業実施計画承認申請書

記号番号
年 月 日

愛媛県知事 ○○ ○○ 様

住所
事業実施主体名
代表者職氏名
連絡先(TEL・FAX)
E-mail

令和6年度有機農業研修生受入れ支援事業実施要領第3に基づき、別記のとおり事業実施計画の承認を申請します。

記

(注) 別記に掲げる様式を添付すること

事業実施主体名と代表者職氏名が同じ場合は、代表者職氏名の記載を省略できる。

(以下様式も同じ)

(様式2号) (実施要領第5関係)

令和6年度有機農業研修生受入れ支援事業指令前着手届

記号番号
年 月 日

愛媛県知事 ○○ ○○ 様

住所
事業実施主体名
代表者職氏名

令和6年度有機農業研修生受入れ支援事業実施計画に基づく下記事業について、別記条件を了承のうえ指令前に着手したいので、令和6年度有機農業研修生受入れ支援事業実施要領第5の規定により、指令前着手届を提出します。

記

1 事業の内容

研修内容	研修日数	着手予定年月日	完了予定年月日

2 指令前着手の理由

別記条件

- ・ 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- ・ 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととする。
- ・ 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととする。

(様式3号) (実施要領第6関係)

令和6年度有機農業研修生受入れ支援事業実施計画変更承認申請書

記号番号
年 月 日

愛媛県知事 ○○ ○○ 様

住所
事業実施主体名
代表者職氏名

令和○年○月○日付け6農産第○○号で事業実施計画承認の通知があった、令和6年度有機農業研修生受入れ支援事業を別記のとおり変更したいので、令和6年度有機農業研修生受入れ支援事業実施要領第6の規定により、その承認を申請します。

記

(注) 別記に掲げる様式を添付すること。

この場合において、同様式中「研修受入れの目的」を「変更の理由」と置き換え、「研修生について」、「研修計画」及び「各研修生と研修日数等の総括表」は、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記

1 研修受入れの目的

2 事業実施主体の有機農業経営状況

有機農業の経験年数	
経営従事者の状況 (家族従事者や雇用者数、 年間作業時間等)	
栽培品目、製造加工品	
品目ごとの経営面積	
販売先	
栽培や経営の特徴	

3 研修生について

氏名・年齢	
住 所	
連絡先 (TEL・FAX) E-mail	
同居家族の構成	
現在の仕事や就学状況 (農業者の場合は栽培品目、 面積、販売先、経営の特徴等)	
有機農業を志した動機	
研修を受ける目的・習得したい 技術	
有機農業経営目標 (開始時期、栽培品目、面積、販 売先、雇用等)	

(注) 研修生が複数いる場合は、3の表を研修生ごとに追加して記載のこと

5 各研修生と研修日数等の総括表

研修生氏名	研修日数（日） （換算日数）	補助金額（円）
合 計		

(注) 研修生の人数に応じて表の行数を調整のこと

6 添付書類等

- (1) 研修を実施する主な圃場場所を示す地図
- (2) 認定農業者であることを示す場合は、認定農業者認定証、経営改善計画書
- (3) 認定新規就農者であることを示す場合は、認定新規就農者認定証、青年等就農計画
- (4) 有機農業の実施を示す書類
(有機 JAS 認定の証明書、愛媛県特別栽培農産物等生産登録通知書と出荷認証申請書、エコファーマー認定書と環境負荷低減事業活動実施計画書等)
- (5) 研修生の住所が県内であることを示す書類（免許証や保険証、住民票の写し等）
- (6) その他、要件を満たすことが確認できる資料等